

## 第14期第6回かながわ国際政策推進懇話会議事録 (令和4年7月23日 開催)

### (国際課長)

本日は、お忙しいところ、御出席いただきありがとうございます。これより、「第14期第6回かながわ国際政策推進懇話会」を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、神奈川県国際課長の今井です。よろしくお願いたします。それでは、はじめに、神奈川県国際文化観光局グローバル戦略担当部長の山崎より御挨拶を申し上げます。

### (グローバル戦略担当部長)

グローバル戦略担当部長の山崎と申します。本来皆様にお会いしたいところですが、時節がら、オンラインでの御挨拶となりました。改めまして、グローバル戦略担当部長という職についてですが、コロナ禍にあって、全庁コロナシフトということで、実は、グローバル戦略担当部長というポストも他の者が兼務をしている状況でした。本年4月に私が着任させていただいて、リアルに復活という形になりました。皆様どうぞよろしくお願いたします。前半の議事につきましては、皆様から御意見を伺いたいと思っております。また、後半につきましては、外国籍県民かながわ会議との合同会議ということで、意見交換を行っていきたいと考えております。皆様におかれましては、提言案や意見交換を通じて、外国籍の方からの意見を直接聴く機会となりますので、よい機会になればと考えております。よろしくお願いたします。

### (国際課長)

続きまして事務局職員を紹介いたします。常山副課長、小宮山グループリーダー、野谷でございます。

本日は、御都合により、横浜市立大学国際教養学部准教授の坪谷美欧子委員、愛川町総務部企画政策課長の小川浩幸委員の2名が御欠席です。

また、オブザーバーとして、東京出入国在留管理局横浜支局の河嶋様が御参加されております。河嶋様は今回初めての御参加となりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

### (河嶋氏)

初めまして。東京出入国在留管理局横浜支局の河嶋でございます。このたびは、かながわ国際政策推進懇話会にオブザーバー参加をさせていただき、ありがとうございます。私は、本年4月から横浜入管で受入環境調整、多文化共生推進の担当統括となりました。私の前任は安田でございますが、安田も昨年、この懇話会に参加をさせていただいております。本日は、多文化共生等について、勉強をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

### (国際課長)

ありがとうございました。

この会議は、「かながわ国際政策推進懇話会会議公開要領」に基づき、原則、公開となっておりますが、本日は傍聴者はおりません。

議題に入る前に事務局から1点情報提供をさせていただきます。

## **(事務局)**

2月に行った前回の懇話会において、沼尾委員から留学生だけではなく、外国人大学生、大学生・大学院生への支援についての御意見をいただきましたので、県で行っている外国人大学生への支援に関する情報提供をさせていただきます。

県では留学生支援の一環として、「かながわ国際ファンクラブ」を設置しています。「参考資料1」としてチラシを添付していますので、御覧いただければと思います。「かながわ国際ファンクラブ」は、留学生だけでなく、県内在住・在学の外国籍県民の方も入会でき、会員になっていただければ各種サポートを受けていただくことが可能です。会員の方は、サポート拠点となっている「KANAFAN ステーション」で生活や就職活動での困りごとなどを相談できるほか、交流会等のイベントに参加することもできます。交流会では、留学生等の外国人の会員だけでなく、サポート会員となっている日本人と交流することもできます。一部、留学生のみを対象とした企画もありますが、外国人大学生の方にも「かながわ国際ファンクラブ」を御活用いただきたいと思います。

また、「参考資料1」の2枚目になりますが、平成29年度から5年間、横浜国立大学と横浜市立大学が中心となり、「ヨコハマ・カナガワ留学生就職促進プログラム」が実施され、本県も横浜市とともに参画いたしました。文科省委託事業としてのプログラムは昨年度終了となりましたが、5年間で培ってきた留学生支援のノウハウや連携を活かし、令和4年度からは、「かながわ留学生就職促進プログラム」として、産業界・自治体・大学が一体となって事業を推進することになり、本県も引き続き、参画しています。

その他、県では、県内の大学が学生向けの情報提供を目的に開設している「学生ポータルサイト」を通じて、県の情報として、就業支援、教育、日常生活の安全等の情報を大学生に直接伝える取組も行っています。情報提供は以上となります。

## **(国際課長)**

それでは、大橋会長、議事進行をよろしくお願いたします。

## **1 令和4年度の懇話会について**

### **(大橋会長)**

今日は外国籍県民かながわ会議との合同会議があるため、着々と1時間で進めていかなければならないので、御協力をお願いします。それでは、議事に入ります。はじめに、議題1「令和4年度の懇話会について」、事務局より説明をお願いします。

### **(事務局)**

それでは、資料1について御説明いたします。

「1「かながわ国際施策推進指針」について」です。「かながわ国際施策推進指針」については、入管難民法の改正等による外国人労働者の受入れ増加、外国籍児童・生徒の増加、日本語教育推進法の施行等に対応するため、改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症による多文化共生やグローバル戦略などへの影響を見極める必要があることから、

令和2年度及び令和3年度の改定を見送りました。指針の改定については、新型コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえ、見通しが立てられる状況になるなど、適切なタイミングで改定を行うこととしているため、令和4年度の改定について、改めて庁内で検討しました。

現時点においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず、特にグローバル戦略である「国際展開」や「外国人材の育成、活用」等に関する項目について、影響を踏まえた検討が難しい状況にあることから、令和4年度においても指針の改定を見送る方向で考えています。

「2 委員の任期について」です。委員の任期については、指針の改定に向け、委員の皆様には、継続して議論いただく必要があるということで、「かながわ国際政策推進懇話会設置要綱」に基づき、任期を1年延長いただきました。令和4年度においても指針の改定を見送る方向で考えていますが、委員の任期については、要綱で1年以上の延長は認められていないことから改めての延長はせず、今期の懇話会については、今年度末までとさせていただきます。委員の皆様には、任期を延長いただいたところ、今年度においても指針の改定に向けた議論が難しい状況となりましたことを深くお詫び申し上げます。

「3 「外国籍県民かながわ会議」との連携について」です。今期の「第11期 外国籍県民かながわ会議」は、令和2年10月から会議を開始し、現在、令和4年11月を目途に知事への提言をまとめています。外国籍会議については、懇話会の委員の皆様にも御意見を伺いながら進めてきました。表の外国籍会議の実績③、⑥、⑩に懇話会との意見交換がありますが、本日の合同会議は、今期の提言についての最終的な両会議の意見交換の場と考えていますので、御協力くださるようお願いいたします。本日以降は、外国籍会議の単独会議を2回程度予定しています。

「4 令和4年度の懇話会スケジュールについて」です。(1) 地域日本語教育の推進については、本県において、令和元年度から進めている「地域日本語教育の総合的な体制づくり」の取組を継続するため、今年度も文化庁補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用しています。昨年度も行わせていただきましたが、本補助事業において、必須要件とされている有識者等からの意見を聴取する「総合調整会議」を次回の懇話会に位置付けて開催させていただく予定です。「総合調整会議」において、日本語教育の有識者等の意見を反映できるよう、「かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）」も開催させていただく予定です。(2) 懇話会・専門委員会スケジュールは、本日、第6回懇話会、外国籍会議との合同会議を行わせていただいています。来月8月19日に専門委員会を開催させていただきます。11月以降、次期（第15期）懇話会委員の選任を行わせていただきます。1月に専門委員会、2月に地域日本語教育事業に位置付けた総合調整会議として懇話会を開催させていただきます。スケジュールについては以上です。

その他「参考資料」として添付しているものについては、「参考資料2」は、「かながわ国際施策推進指針に位置付けられる主な事業の取組状況」ということで、令和3年度の事業実績を取りまとめましたので、情報提供させていただきます。「参考資料3」は、「令和4年度

かながわの地域日本語教育(スケジュール)」ということで、現時点での取組状況について、情報提供させていただきます。

**(大橋会長)**

中身的には、指針の改定という大きな作業があったという気持ちでいましたが、少し楽になったような、何とも言えない感じがしています。いずれにせよ、このことについて、御意見、御質問でも結構ですが、挙手をして御発言ください。

**(国際課長)**

指針の改定を今年度行いたいということで、皆様には、委員の任期を延長いただいたところ、指針の改定を1年先送りするというをお伝えしなければならないことは非常に心苦しい限りでございます。いろいろと庁内でも検討していく中で、指針については、外国籍県民支援や多文化共生、日本語教育などもあります。先ほども述べさせていただいたり、グローバル戦略という中に、国際展開もあります。国際展開については、国際課が行っている国際交流だけではなく、ヘルスケアや産業面等、県がいろいろな分野で国際展開を行っています。また、外国籍県民が急激に減ってきており、今は、技能実習生や特定技能の人が入れないというような状況の中で、今すぐに指針を改定することは難しいところがありました。また、県の指針や計画は、位置付けがかなり様々で、条例に紐づけられて、期間がきっちり決まっているものもありますが、この国際施策推進指針は、そこまでの縛りがなく、ある意味ではフレキシブルに対応できるという部分もあるということで、1年延期をさせていただきました。それに合わせて、委員の方も更に延長いただくことができればよかったです。それが規定上できないということで、委員の皆様については、今年度が期限ということになります。今までいただいたいろいろな御意見を我々もしっかりと受け止めて、今後の指針の改定の際には反映していきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

**(大橋会長)**

追加説明をしていただくような形になりました。委員の皆さん、御意見、御質問はいかがでしょうか。皆さんの任期を延長したのは、このためということではあったのですが。今後の委員の選任次第では、私たちが話し合ってきたことがどこかで受け継がれていけばよいと思っておりますが、直接的に残ることはないということになります。私たちは、この会議が終われば、あと会議は1回しかないということで、残念ながら顔を合わせていろいろなことを語り合うこともできないのですが、特に意見はないということでもよろしいでしょうか。

## **2 ウクライナ避難民の受入れについて**

**(大橋会長)**

次に、議題2「ウクライナ避難民の受入れについて」は、委員の方々の身近で行っているウクライナ避難民への支援の状況や、ウクライナ避難民に関して考えていること等について、意見交換ができればと考えています。

まず、県の取組について、事務局より説明をお願いします。

### **(事務局)**

「ウクライナ避難民の受入れについて」ということで、2月24日にロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始し、それを受けて2月25日に本会議において知事所感として、「本県としても、経済への影響をはじめ、今般の軍事侵攻に伴う様々な問題に適切に対応していきたい。」と発信しています。この時点ではまだ避難民を受け入れるという話は出ていなかったのですが、その後、3月2日に岸田首相が「知人や親族が日本にいる人の受入れを想定し、人道的な観点から対応する。」ということを表示しています。これを受けまして、県では3月7日に知事を本部長としているかながわグローバル戦略推進本部を開催し、大きなところでは、「ウクライナ避難民支援等対策会議」の設置、「ウクライナ避難民支援相談窓口」の開設を決めました。その後、この会議自体は3回開催し、相談窓口については、3月10日に開設しました。相談窓口は、かながわ国際交流財団に運営していただいている多言語支援センターかながわの中に設置し、相談の対応等を行ってまいりました。その後、知事が駐日ウクライナ大使や駐日ポーランド大使と面談し、現地の状況や神奈川県に求めている支援の内容等のヒアリングを行っております。また、4月くらいになると避難民の方が続々と入ってくる中で、より機動的に動ける全庁的な体制を作ろうということで、「ウクライナ避難民の受入に関する支援チーム」を発足し、国際課だけではなく、住宅部門や教育、医療、保育などの担当部署とチームを作って、これまで取り組んできています。

次に、避難民の状況を整理させていただきます。ウクライナからの避難民は資料上は870万人以上となっていますが、直近では900万人を超えている状況となっております。また、日本で受け入れた避難民については、1,505人と記載していますが、今週の時点では1,571人、県内の受入は99人となっておりますが、直近では108人を県内で受け入れている状況です。市町村別の内訳も記載していますが、こちらにはない小田原市にも1人追加で入っている状況です。多言語支援センターかながわの中に設置している「ウクライナ避難民支援相談窓口」への相談状況についても500件を超えているような状況です。県内の避難民の受入れについては、3月から5月くらいまでは、県内にいる親族や知人を頼って日本に避難してくる方が大半でしたが、ここにきてフェーズが変わってきたのか、親族を頼ってというよりも日本にある外国人を支援する団体が日本にまったく身寄りがない人を受け入れるようなケースが増えてきているように感じております。

今回のウクライナ避難民の在留資格ということで、皆さんどういった身分で生活されているのかということ整理しますと、まず、国外で短期滞在90日のビザを発給してもらって入国をします。人道支援の観点から、短期滞在のビザから申請をすると特例的に変更してもらえます。特定活動で就労制限なし・1年の在留資格に変更してもらおうと住民登録が可能となり、他の外国籍県民と同様の行政サービスを受けることが可能となります。例えば、生活保護に準じた適用や、国民健康保険への加入、学校への入学など、通常外国籍県民と同じような行政サービスを受けることができる状況となっております。

国の避難民への主な支援策（その1）としていますが、避難民の方は大きく分けると二つに分かれまして、「身元引受のない人」と「見元引受のある人」となっております。日本に親族や知人などの身寄りのある人とない人ということで、まったく身寄りのない人は、「見元引受のない人」となり、まずは、国が借り上げているホテルの一時滞在施設に滞在していただきます。その間については、12歳以上の方は日額1,000円、食事は3食提供、医療費・日本語教育費などの支援が受けられるという状況です。また、滞在中に受入れを表明している自治体や企業、支援団体等と国がマッチングをして、自治体等に移った後は、生活費が日額2,400円と金額が増えたり、退所時の一時金として16歳以上の方は16万円の支援が受けられます。一方で、「身元引受のある人」ということで、親族等を頼って日本に入ってきた方については、国からのこういった生活費等の支援はありませんが、日本財団ので年間100万円、最長3年間の支援や、住環境整備費として、1戸につき50万円の支援が受けられます。

国の避難民への主な支援策（その2）として、国からいくつか通知が出ていますが、教育や、国民健康保険への加入、介護保険、子育てについては、ウクライナ避難民だからということではなく、他の外国籍県民と同じように通常どおり受けられるということで、国から通知が出ています。また、日本語教育につきましても我々が日頃から行っている地域日本語教育の中で、ウクライナ避難民についても対象にしてよいという通知が文化庁から出ています。就労についても基本的には労働局やハローワークの役割になりますが、入管で就労支援をする企業のリストをある程度作って、ハローワークと連携しながら就労の支援を行っているというような状況です。

国の自治体等に対する支援ということで、国から避難民支援を行うに当たって財源で苦労することもあるだろうということで、国が持っている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設され、ウクライナからの避難民への生活支援等にも活用してよいということで事務連絡が出ています。県としてもこういったものを活用しながら、例えば、言語の支援や日本語教育の支援ができればよいと考えています。また、国が避難民に対して定期的にお手紙を発送しておりますので、そういったものも都道府県の方に情報提供があったり、入管で把握している避難民の方の情報を各自治体に月1回情報提供があったりするなど、こういった形で国と地方との連携が図られているといった状況です。

オール神奈川での対応ですが、ここが本県の取組になります。「SDGsの理念のもと、行政だけでなく、企業、支援団体、ボランティア等、オール神奈川で対応」という方針で、本県では対応しているところです。もちろん国、市町村との連携は当然ですが、企業や支援団体、こういった方々の力を借りながらオール神奈川で、避難民の方のニーズに沿って対応させていただいています。ニーズについては、記載しているとおり様々で、一番多いのは、住居、生活支援となります。年齢や住まわれている状況によって異なりますが、就労支援、就学支援、医療支援も記載しています。代表的なものを御紹介しますと、住居支援では、県

営住宅を県で100戸、神奈川県住宅供給公社で21戸、計121戸を用意しているところですが、それだけでなく、民間事業者のAPAMAN(株)様や、レオパレス21(株)様が無償での住居提供を申し出ていただいているので、そういったところと連携して支援に取り組んでいるところです。生活支援では、ドン・キホーテ様から寝具や、エアコン、洗濯機などの家財道具を御提供いただいたり、ソースネクスト(株)様からはポケトークを提供いただいています。また、SDGsパートナーとありますが、パルシステムが月に1回、食糧を送付いただけるという申し出をいただいたので、そういったものを避難民とつないでいる状況です。相談窓口(県・財団)、避難民支援スタッフについては、多言語支援センターの中にウクライナ避難民支援相談窓口を開設していますが、5月からウクライナ語、ロシア語、日本語も堪能な専門のスタッフを配置して、避難民、市町村に対しての言語支援、相談対応、また、内容によっては、市町村での住民登録やハローワーク、学校での手続きと一緒に一緒に行ってお手伝いをする同行支援なども進めているところです。やはり避難民の方が求めていることは様々ですので、求めているものを丁寧に聞き取りながら、一人一人に合った支援を行っている状況です。

「今後の取組み」としては、オール神奈川で行っているところですが、そういった体制を強化するために市町村、企業、支援団体との連携を強化して支援の輪を広げていきたいと考えています。二つ目としましては、神奈川で生活を希望する方のニーズに応じたきめ細かい・即応力のある対応ということで、県の方で全庁横断的に支援ができるように「支援チーム」を設置していますので、こちらで対応するとともに、市町村とも連携していきたいと考えています。三つ目ですが、市町村における住民サービスの提供における言語等支援ということで、かながわ国際交流財団に専任の支援スタッフを配置し、避難民の方への各種制度の手続きを支援していきたいと考えています。

#### **(大橋会長)**

繰り返しますが、「ウクライナ避難民の受入れについて」、身近で行っているウクライナ避難民への支援の状況や、ウクライナ避難民に関して考えていること等がある方は、挙手をお願いします。

#### **(高橋委員)**

ウクライナ避難民の方へのいろいろな取組は総合的にされていると思います。当事者の皆さんからの声、例えば「これはもう少しこうしてほしい」など、金額の問題や、着の身着のままで来られた方たちがどのようなことで困っているのかなど、かながわ国際交流財団さんの方で具体的な相談として吸い上げられているのでしょうか。

もう一点は、子どもというところで、ウクライナの方々の子どもたちが学校に入って、今度、私たちの団体で相談を受けることになっているのですが、子どもたちの教育サポートができているところと、できていないところがあるのではないかと考えており、子どもたちの具体的な状況が知りたいと思っています。一方でロシアの子どもたちもいて、ロシアの子どもたちが在籍している小学校の先生からは気になっていると聞いています。ロシアの子どもたちも表面上は問題なく過ごしているようですが、心のケアというものは必要だと思い

ます。ロシアの子どもたちに対して取り組んでいることや、何かメッセージを発したりしていることはあるのでしょうか。

質問をまとめますと、当事者の相談ごとが寄せられていないかということ、子どもたちという視点でウクライナの子どもたちへの支援がされているのかということ、ロシアの子どもたちに対する何かケアなどがされているのかということをお教えいただければと思います。

#### **(大橋会長)**

いずれも重要な点だと思いますが、事務局からお答えいただけますか。

#### **(事務局)**

避難民の方々が求めていることは、様々になります。住居、生活用品などがあります。前提となることは、日本に比べてウクライナの方々の年収は、10分の1くらいしかないという状況があります。そのため、元々日本に来た時点で相当お金がないというような状況で入ってきています。このような状況もあり、最初は支援者の方がかなり持ち出して支援をされている状況があります。そういった中でも住居については、家賃を無料にしたり、支援している企業に生活用品の支援をしていただいたりしながら支援を進めております。最近よく避難民の方からは、日本語教育を受けたいということをお聞かしています。日本語教育を受けた上で、自分で働いて自分の力で生活をしていきたいという声を聞きます。そのようなこともあり、今回、日本語教育については、県の方で補正予算を組んで、早ければ8月、遅くとも9月からは避難民に対する日本語講座を開設する予定となっております。この部分で富本委員に補足があればお願いします。

#### **(富本委員)**

かながわ国際交流財団では、多言語支援センターでウクライナの相談を受けています。国が出している在留資格が今のところ1年の特定活動というところと、生活支援についても1年間ということで、今後、どこでどのように生活すればよいのだろうという漠然とした不安の中で生活されている方が多いのではないかと感じています。保証人の方がいろいろな負担を負っているのが現状で、保証人の方との関係がお金のことなどでギクシャクしてしまうケースもあり、長期的な支援をどのようにしていくのかということが、今後の課題ではないかと思っています。今、8割以上の方が横浜市に住んでいて、ウクライナカフェなどの居場所づくりを進めている横浜市国際交流協会とも連携をしています。財団としては、横浜市外の方と関わることも多いですが、今、中学3年生に在籍をしていて高校に進学してよいのだろうかとお悩んでいる方や、ウクライナの学校の授業をオンラインで引き続き受けているというお子さんも多いです。皆さん、いろいろな不安を感じていて、これからもっとメンタルサポートが必要になるのではないかと感じています。統計などによると、元々ウクライナは自殺率が高いということもあるようなので、言葉の面なども含めて、どのようにメンタルサポートを充実させていくかということも今後の課題として、支援者側でも勉強会などを始めているところです。



ロシアの子どもたちについては、私たちが直接関わっているわけではないのですが、私たちが雇用しているウクライナ人スタッフもロシア語ができるので、ロシアの方の生活相談なども受けることがあります。日本にずっと住んでいるロシア人というだけで、いろいろと苦労されている部分があるという話は入ってきているので、今後、学校等と連携してできることがあれば、是非考えていきたいと思っています。

#### **(事務局)**

先日、小学校、中学校に入っている市町村に行って話を聞きましたが、当面は専属の先生を1人付けて対応するということでした。自治体によって対応は異なると思いますが、現状を見ますと比較的、学校の方で手厚く対応してくれているのではないかと感じています。ロシアの関係につきましても、まだヘイトの被害に遭っているなどの具体的な話はありませんが、当然、今後の課題として考えていかなければならないと感じています。

#### **(高橋委員)**

詳しく御説明いただき、ありがとうございます。本当に、それぞれの状況でウクライナの方々が来られていると思います。ロシアのことも是非、支援団体や学校等とも連携しながら何らかできることを行っていただければありがたいと思います。

#### **(大橋会長)**

予防に勝ることはないと思いますので、是非、ロシア人の子どもたちについても先手を打つようなことができればよいと思います。問題が起きてからでは、逆にコストがかかってしまうこともあると思いますので、よい御意見をいただいたと思います。

#### **(柏崎委員)**

私からは質問というよりコメントに近いことなので簡単にさせていただきます。移民や難民に関係する学会等の研究者間でも今回のウクライナ避難民に関わることは話題になっています。その中で一つ出てきているのが、今までになく国が早く動いたということです。逆にそれで浮彫になったのが、他の地域からの難民や庇護希望の人たちとは差があることです。アフガニスタン、クルド、ミャンマー、その他の地域からの方と全体として対応が違うのではないかと強く感じている方が多く、私もそのような感想を持っています。それはそれとして、今回、ウクライナからの避難民の方たちにできることを多面的にやっていくということは是非とも必要なことだと思っています。この活動を通じて、いろいろな形でノウハウや出てきた課題などがあると思いますので、次は他の地域からの難民、避難民、その他の方々に生かせるような方向で進んでいくとよいのではないかと考えております。

#### **(大橋会長)**

私もまったくそのとおりで考えております。

#### **(柳委員)**

柏崎委員が話したことと同じようなことを私もお伝えしようと思っていたので、それに関しては重複させず、日頃、外国人すまいサポートセンターの活動をしていて1点感じたこ

とをお話しします。先ほどロシアの子どもの話もありましたが、実際に日本に住んでいるロシア人の方で、今までは大家さんとの関係がよかったのですが、ギクシャクし始めて引っ越しを希望する方がいます。そんなに多くはないのですが、少しずつこのような方が出てくるのではないかと懸念しています。そういった面でもケアは大事なのではないかと思います。

**(大橋会長)**

国家と国家の関係と、人々の関係というものをきちんと切り分けるということだと思います。

**(尾家委員)**

私も柏崎委員とまったく同じことを話そうとしていたので、少しだけ付け加えさせていただきます。今回ウクライナからの方々の受入れに関するノウハウや課題は、難民、避難民の受入れはもちろんのこと、その他の外国籍の方の新規の受入れや生活支援にも生かせることだと思いますので、これをウクライナだけの問題とは捉えずに今後にも生かしていただければと思います。

**(大橋会長)**

ありがとうございました。3人の御発言はほぼ同じ方向を向いていて、少しずつ強調点が変わっているという感じですが、事務局の方からはいかがでしょうか。

**(国際課長)**

我々もウクライナ支援を行っている中で、行政としてどこまで行うべきかということを考えながら、悩みながらやっているところです。実際に我々の方にも他の団体を支援されている方から、ウクライナ以外にどのような支援をしてもらえるのか、というようなお問合せがきていることもあります。また、行政として公金を使ってどこまでやるのかということもあります。現在、ウクライナの避難民の方々も住民登録ができることになったので、他の外国籍県民の方と公的なサービスは同じになっています。そこに至るまでのところで、どこまで行うべきか、かなり悩んだところではあります。ただ、こういった状況もありますので、他の外国籍県民の方と同じ部分はきっちりやっていきます。それに加えて、お気持ちのある企業などがいるのであれば、それは行政としてもうまくマッチングしてつなげていくということを進めているところです。やはり外国籍県民や国際交流関係に携わっている方にとっては、こういったことがすぐに頭に浮かんでくるのだとは思いますが、そうでない方もたくさんいます。いろいろな意見があり、とてもかじ取りが難しいと感じながら日々対応しているところです。御意見は、非常に参考になりました。やはり、委員の皆様がそういったところの気持ち、気づきを持たれているということは、我々としてもそのところを踏まえてやっていかなければならないということを再認識させられました。ありがとうございました。

**(大橋会長)**

ありがとうございました。皆さん考えていることが一致して、誰一人取り残さないという

ことで、今回のウクライナ人への扱いがデフォルトになって、他の難民、避難民、外国人にとっての対応の基盤になっていただきたいと私も強く思っております。これがあって当然のことだと思っておりますので、今後、広がっていくためには、皆さんの声も必要であると思っております。

以上をもって、懇話会単独会議の議題は終了しましたので、進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。

**(国際課長)**

委員の皆様、本日は貴重な御意見をいただき誠にありがとうございました。委員の皆様からの御意見につきましては、今後の本県の多文化共生施策の推進に向けて、反映できるよう努めてまいります。後半については、外国籍県民かながわ会議との合同会議となります。進行につきましては、外国籍県民かながわ会議と事務局で行わせていただきます。本日、外国籍県民かながわ会議は初めて対面で行うこととなり、会場とオンラインでつなげていただきます。